

平成27年度

東北地方整備局コンプライアンス報告書

平成28年7月

東北地方整備局コンプライアンス推進本部

## <目次>

I. はじめに	.....P1
II. 推進計画の実施結果と評価	
1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し	.....P2
2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底	.....P5
3. 事業者等との適切な対応	.....P14
4. 技術審査資料等の管理の徹底	.....P17
5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為 及び不当な働きかけに対する対応	.....P19
6. 入札結果の継続的監視	.....P20
7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査	.....P21
III. アドバイザリー委員会からの意見等	.....P22
IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について	.....P23

## 1. はじめに

東北地方整備局では、従前より職員へのコンプライアンスの意識の向上を図るため様々な取組を実施してきたところである。

しかし、高知県内において発生した国土交通省発注の土木工事における入札談合事案を受けて、平成24年10月に国土交通本省から「当面の再発防止対策について」が発出され、また、平成25年3月には国土交通本省において「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられたところである。

これらを踏まえ、当整備局では平成24年11月に「東北地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び「東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して取り組んでいる。

これまで「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」を対象工事で本格実施するとともに、「不当な働きかけに対する外部通報窓口の設置」や「コンプライアンス・インストラクターによる講習会」等の取組を実施してきた。

平成27年度においては、コンプライアンス通信を定期的に発行し、継続的に情報提供を行うことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図る等の取組を実施してきたところである。

本報告書は、平成27年度における推進計画の実施結果と推進本部による評価、並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

## II. 推進計画の実施結果と評価

### 1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し

#### 推進計画

#### (1) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し …… 継続

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。この取り組みを下記土木工事で引き続き実施する。

- ・一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）で施工能力評価型を適用する全ての工事。
- ・港湾土木工事（予定価格5千万円以上2億円未満のうち事務所発注工事）で施工能力評価型（施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く）を適用する全ての工事。

#### ◎実施結果

- ・対象工事の発注がある全ての事務所において、入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しを実施し、技術評価点や予定価格等の漏洩防止を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しは、平成26年度より本格実施となり、平成27年度においても対象の全ての工事において実施されており、取組として確実に定着したと言える。本取組は不正が発生しにくい入札契約手続きの重要かつ中心的な施策であり、今後も継続する。

#### 推進計画

#### (2) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・積算業務と技術審査・評価業務については、これまでも審査及び評価を行う専門組織の設置や、設置された事務所を代表として近隣事務所を構成員とするブロック化などにより、審査体制を整備しており、平成27年度においても全ての事務所で分離体制が確立されていた。

### ◎推進本部の評価

- ・積算業務と技術審査・評価業務を分離することは、予定価格の情報と評価点の情報をそれぞれ別の部署で管理することになるため、秘密情報漏洩防止が図られており、今後も継続する。

### 推進計画

#### **(3) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底** …… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を引き続き実施する。

なお、上記(1)で実施する土木工事については、業務負担の軽減を図る観点から、原則としてマスキングを不要とする。

### ◎実施結果

- ・技術審査会等で使用する技術審査資料については、入札参加業者名のマスキングを徹底してきたところであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえ平成24年10月に「適正な入札・契約手続きの徹底について」を発出し、改めて本局及び各事務所に周知したところである。
- ・平成27年度においても当該通知に基づき、技術審査会等で使用する技術審査資料について、情報管理整理役職表で定められた職員が入札参加業者名のマスキングを行い、情報漏洩の防止を図った。

### ◎推進本部の評価

- ・情報管理整理役職表で定められた職員が、技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、情報漏洩の防止が図られており、今後も適切に対応していく必要がある。

## 推進計画

### **(4) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ** …… **継続**

違約金引き上げ（10%を15%へ）の対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこと、また、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大することを引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、平成24年12月に工事請負契約書の一部が改正されたところである。平成27年度においても改正された工事請負契約書を用いて契約を締結した。
- ・本局及び各事務所の実施状況について確認したところ、違約金条項が適用する事案は無かった。

#### ◎推進本部の評価

- ・談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、事業者に対し入札談合を抑止させる効果として有効であることから、今後も継続する。

## 2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底

### 推進計画

#### (1) 所内会議等による関係法令及び発注者綱紀保持規程等の周知徹底 …… 継続

「綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、官製談合防止法等の関係法令及び発注者綱紀保持規程等について、引き続き職員（期間業務職員を含む。以下同じ。）周知を図る。

なお、併せて、違反行為に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑罰等についても引き続き周知を図る。

### ◎実施結果

- ・平成27年度においても、関係法令や発注者綱紀保持規程、推進計画に係る具体の取組などについては、所属所内会議やコンプライアンス・ミーティング等において、職員へ周知徹底した。
- ・本省が作成した高知事案をドラマ化したDVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」については、引き続きイントラネットに掲載しており、全職員が視聴できるようにしている。
- ・本省が作成した上記のDVDについては、本局主催の課長等会議や事務所における綱紀粛正対策委員会、各所属のコンプライアンス・ミーティング等において活用し、職員の意識の涵養を図っていた。
- ・「公正取引委員会の職員向け官製談合防止法研修への講師派遣制度」を活用した独自の研修については、以下の事務所で実施していた。

平成27年度実施事務所：12事務所（平成26年度：12事務所）  
青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、津軽ダム工事事務所、  
山形河川国道事務所、新庄河川事務所、福島河川国道事務所、  
磐城国道事務所、摺上川ダム管理所、東北技術事務所、  
青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所、釜石港湾事務所

※ \_\_\_\_\_ は平成26年度も実施した事務所



◎推進本部の評価

- ・公正取引委員会の講師派遣制度、本省が作成したDVDを活用するなど、職員の意識の涵養を図るため工夫した取組は評価できる。
- ・職員への周知等は本局及び各事務所とも適切に行われており、今後も継続し、各事務所の事例を共有するとともに、活用事務所の拡大を図る必要がある。

推進計画

**(2) コンプライアンス・ミーティングの実施** …… 継続

日常の業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施する。

◎実施結果

- ・第1四半期及び12月の「国家公務員倫理週間」において、事業者等からの不当な働きかけや利害関係者との応接方法、公務員倫理（香典等の受領）等をテーマに各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
- ・事務所のコンプライアンス・インストラクターを出張所に派遣したり、出張等でミーティングに参加できなかった職員は別途招集して実施する等の工夫をしていた。
- ・12月はアドバイザリー委員会からの意見を受けて、職員用とは別に期間業務職員用のテーマも設定した。事務所からは「テーマを（職員とは別に）分けたのはよかった」、「身近にあると思われる事例のため、再認識し、十分注意したい」、「今後も分かりやすいテーマ設定をお願いしたい」等の肯定的な意見があった。
- ・参加率は全体平均で第1四半期96.2%、12月期が97.9%となっている。

	対象者数			参加状況			参加率		
	職員数	期間業務職員数	合計	職員数	期間業務職員数	合計	職員	期間業務職員	全体
第1四半期	2,866	499	3,365	2,778	458	3,236	96.9%	91.8%	96.2%
12月期	2,865	503	3,368	2,805	492	3,297	97.9%	97.8%	97.9%

- ・成瀬ダム工事事務所では、本局作成のテーマに加えて、秋田県内で発生した身近な不祥事の実例、日常業務でのミスの事例等を活用してミーティングを実施していた。



### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス・インストラクターの出張所への派遣や、出張等でミーティングに参加できなかった職員は別途招集してミーティングを実施したりする等、各事務所における工夫した取組については評価できる。
- ・期間業務職員用のテーマを設定し、ミーティングを職員とは別に実施したことは、期間業務職員のコンプライアンス意識を高める取組として評価できる。
- ・全所属で実施され、職員の参加率は平均で97%となっており、わずかではあるが、昨年度より増加（平成26年度は94.7%で2.3%増）しており、引き続き全職員が参加できるように工夫していく必要がある。
- ・成瀬ダム工事事務所で事務所独自の身近なテーマを作成しミーティングを実施していることは、運営側及び受講者の双方にとってコンプライアンス意識の向上に繋がる取組であり評価できる。独自テーマでのミーティングの実施については、他の事務所でも取り入れることが望ましい。

### 推進計画

#### **(3) e-ラーニングの受講**

…… 継続

コンプライアンス e-ラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講指導を引き続き実施する。

### ◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）については、従前より受講指導を実施してきたところである。平成27年度においても各部、各事務所に受講指導を実施した。
- ・それぞれのコンテンツにおける平成27年度の受講率は下記のとおりであり、最終受講から3年を経過した職員の受講歴を削除した。未受講者がいる部、事務所には本局からリストを送付して再度受講を促した結果、全体で90%を超えた。

コンテンツ	H27. 2月期	H27. 7月末 (履歴削除時)	H28. 3月期	増減比
§ 1 服 務	99.8%	43.0%	91.5%	+48.5%
§ 2 倫 理	99.8%	42.5%	90.8%	+48.3%
§ 3 官製談合防止法	99.7%	44.0%	90.3%	+46.3%
公務員倫理について学ぶ	99.7%	93.5%	98.6%	+ 5.1%

### ◎推進本部の評価

- ・ 3年経過した職員に対して、再度受講を促したことは、コンプライアンス意識を維持していく取組として評価できる。
- ・ 未受講の職員については受講を促すとともに、3年経過した職員に対して再度受講を促す取組を今後も継続する必要がある。
- ・ 現在構築されているコンテンツについては、古いもので平成19年度作成となっていることから、最近のコンプライアンスに係る動向を踏まえ、コンテンツ内容の見直し等、充実を図る必要がある。

### 推進計画

#### (4) セルフチェックシートの活用

…… 継続

発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項に係る「セルフチェックシート」について、所属所内会議で引き続き活用するとともに、研修等においても活用を図る。  
また、正答率等を集計し、その結果をフィードバックするとともに、正答率が低い質問に対しては、上記(2)のコンプライアンス・ミーティングにおいて、解説等を行い、職員へのフォローアップと意識付けを行う。

### ◎実施結果

- ・ 「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、2月末までにほとんどの職員が実施した。
- ・ セルフチェックにおける実施率は、次表のとおりである。

	H25	H26	H27
実施率	98.8%	96.8%	99.8%
平均正答率	81.8%	78.7%	80.2%

- ・平成27年度のセルフチェックシートの作成にあたっては、平成26年度において正答率が低かった問題を再度出題し、昨年度と比較して職員の理解度がどの程度向上したかを確認した。
- ・なお、平成26年度に引き続き、職員用のセルフチェックシートとは別に、期間業務職員用のセルフチェックシートも作成した。
- ・また、平成26年度のセルフチェックの結果については、正答率を集計して、その結果を各職員にフィードバックし、正答率が低かった問題については第1四半期のコンプライアンス・ミーティング等において解説を行った。  
平成27年度に問題表現を変更する等して再度出題したところ、正答率が上がり、効果が確認された。

#### ◎推進本部の評価

- ・職員の実施率は約99.8%であり、ほとんどの職員が実施済となっていることは評価できる。
- ・前年度正答率が低かった問題について、コンプライアンス・ミーティング等で解説を行い、翌年度に正答率が上がったのは、職員へ浸透が図られたためであり、評価できる。
- ・セルフチェックシートについては、最近のコンプライアンスに係る動向を踏まえながら設問内容の精査を行い、継続性・持続性を図るとともに、期間業務職員用のセルフチェックシートについても、今後も内容の充実を図る必要がある。

#### 推進計画

##### (5) 幹部職員会議における周知徹底

…… 継続

事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした会議において、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。

また、新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議（コンプライアンス講習）についても引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・以下の会議において外部講師によるコンプライアンスに係る講話を実施し、意識の涵養を図った。
  - ① 事務所長会議 H27. 4. 21 発注者綱紀保持担当弁護士
  - ② 新任副所長連絡会議 H27. 6. 1 発注者綱紀保持担当弁護士・公正取引委員会

### ◎推進本部の評価

- ・事務所長会議等で外部講師を活用することにより、幹部職員へのコンプライアンス意識の徹底を図ったことは評価できる。
- ・外部講師の専門的な知識と豊富な経験に基づく講話は、法律の解釈などについても最新の事例を交えたものとなっており、聴講者に理解しやすい効果的な取組であるから今後も継続する。なお、外部講師の選定にあたっては、マンネリ化防止の観点から、講話内容や人選についても検討していく必要がある。

### 推進計画

#### **(6) コンプライアンス・インストラクターの養成** …… 継続

発注者綱紀保持責任者及び発注者綱紀保持担当者の活動を補佐し、又はその指示によりコンプライアンス講習会の講師やコンプライアンス・ミーティングにおける進行役等を担うコンプライアンス・インストラクターを、今後も継続して養成する。

### ◎実施結果

- ・平成27年9月28日～30日まで、「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」を実施した。
- ・事務所課長以上の職員を対象とし、15名が受講した。
- ・カリキュラムはワールド・カフェ方式を用いたグループ討議の他に公正取引委員会の講義などを行い、事務所における講習会を円滑に進められるような実践的な能力の養成を行った。
- ・コンプライアンス・インストラクターは、平成28年3月31日現在で、81名となっている。

### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス・インストラクターは、発注者綱紀保持責任者及び発注者綱紀保持担当者の活動を補佐し、又はその指示によりコンプライアンス講習会の講師やコンプライアンス・ミーティングにおける進行役等を担うため、職員のコンプライアンス意識の向上には不可欠であるため、新たな人材の養成を今後も継続する。
- ・インストラクターの異動があっても、地域によってインストラクターの数に差が出ないような育成を行っていく必要がある。

## 推進計画

### (7) 研修における周知徹底

…… 継続

主な研修について、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク、情報管理の徹底等について講義を引き続き実施する。

特に、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたすべての研修において、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を採用する。

### ◎実施結果

- ・平成27年度に開催された研修・セミナーのうち、主な研修と一部のセミナー（計15コース）に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けた。
- ・8コースで研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式を取り入れた。残りの7コースについては、カリキュラム編成上の理由により、講義形式で行った。
- ・討議テーマを各階層に見合ったものに見直し、活発な議論が行われるようにするなど、研修内容の充実に努めた。

### グループ討議における主な討議テーマ

#### ◆品質確保技術Ⅱ研修

発注者と請負者の工期末における協議でのコンプライアンス上の問題点

#### ◆管理者マネジメントセミナー

事業者からの不当な働きかけへの対応にあたっての課題

#### ◆新任係長等研修

積算担当職員の秘密の保持と情報の適切な保管

- ・平成27年度においても「コンプライアンス」に重点をおいた「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」に、通常の班別討議形式の他に、班内の入れ替えを繰り返すことにより、参加者全員の意見を共有できるグループ討議方式（ワールドカフェ方式）を採用した。

### ◎推進本部の評価

- ・グループ討議のテーマを見直して、研修対象者に見合った内容で実施したことは評価できる。
- ・グループ討議方式は、他の職員の意見を聞く事によって、自身の考え方を客観的に理解でき、コンプライアンス意識の涵養を図るうえで効果的な手法であることから、今後も継続すべきである。

### 推進計画

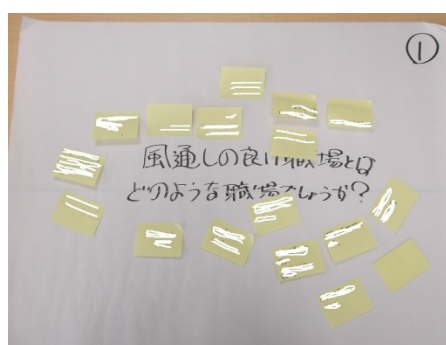
#### (8) 事務所におけるコンプライアンス講習会の開催

…… 継続

各事務所に在籍するコンプライアンス・インストラクターによる、事務所でのコンプライアンス講習会を開催し、職員へのコンプライアンスの意識徹底を図る。

### ◎実施結果

- ・全ての事務所において講習会を実施していた。
- ・講習会の開催にあたっては、インストラクター等の負担軽減を図るため、本局から具体的な不祥事例をまとめた講習会用資料やコンプライアンス通信をイントラネットに掲載して情報提供を行った。
- ・三陸国道事務所では、コンプライアンス・インストラクターが進行役となり、所属職員を対象に「ワールド・カフェ方式」のグループ討議を実施していた。



### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくことから、コンプライアンス講習会を開催することはコンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。

- ・三陸国道事務所における「ワールド・カフェ方式」のグループ討議の取組は、参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法として評価できる。
- ・コンプライアンス・インストラクターの活用については、インストラクター自身のスキルアップにもつながることから、今後も継続して実施するとともに、インストラクターが不在の事務所については、本局担当官（適正業務管理官、港政調整官）等の活用を検討する必要がある。

## 推進計画

### **（９）コンプライアンス通信の発行**

…… **新規**

具体的な不祥事例などを紹介するコンプライアンス通信を発行し、継続的に情報提供を行うことにより、コンプライアンスに対する取組を推進し、職員へのコンプライアンスの意識向上を図る。

#### ◎実施結果

- ・平成２６年度は随時発行だったが、平成２７年度は月１回発行し、幹部会やコンプライアンス講習会の資料提供に努め、その結果として全事務所で活用されていた。
- ・国や地方自治体の職員の不祥事例を具体的に紹介し、関連する法規等を解説することによって、職員が理解しやすい内容とした。

#### ◎推進本部の評価

- ・不祥事例を紹介し、関連する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価できる。
- ・コンプライアンスに関する情報を定期的に提供することは、幹部会やコンプライアンス講習会の資料等として効果的な活用が図られることから、今後も継続すべきである。

### 3. 事業者等との適切な対応

#### 推進計画

##### (1) 事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知

…… 継続

東北地方整備局発注者綱紀保持規程等関係法令や再発防止対策等について、次のような取組により事業者及び来庁者等へ引き続き周知し、理解を求めるものとする。

- ① 有資格者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼をホームページに掲載。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を同封。
- ③ 「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」をホームページに掲示。
- ④ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示。
- ⑤ 過去の違法事例や課せられたペナルティについて、事業者向けのコンテンツを作成し、ホームページに掲載。

#### ◎実施結果

- ・有資格者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については引き続きホームページに掲載し、有資格業者への周知を図った。
- ・平成24年度から、発注者綱紀保持に関するリーフレットを作成し、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に当該リーフレットを同封して、有資格業者へ協力を依頼した。平成27年度においてもリーフレットを同封して有資格業者へ協力を依頼した。
- ・「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」については平成27年3月29日にホームページに掲載した。
- ・庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼は引き続き掲示し、来庁者への周知を図った。
- ・過去の違法事例や課せられたペナルティについては引き続きホームページに掲載されており、事業者側への注意喚起を図った。

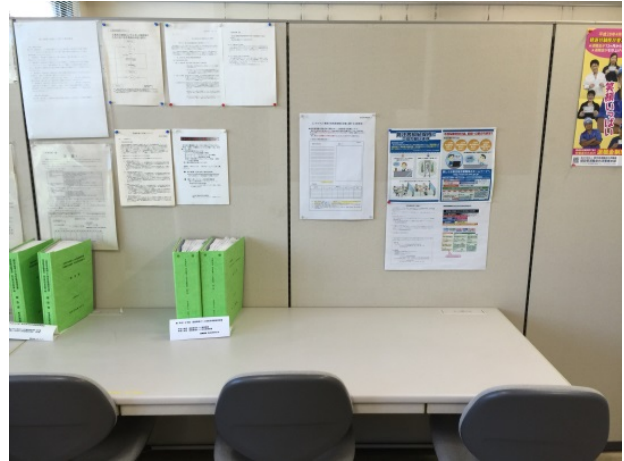


- ・新庄河川事務所では、発注者綱紀保持に関するリーフレットやホームページの内容を印刷して縦覧室のみならず、事務所長・副所長室入り口に掲示していた。

(事務所長・副所長室入り口)



(縦覧室)



The collage consists of three parts:

- Left:** A flyer titled '発注者綱紀保持にご協力をお願いします' (We request your cooperation in maintaining contractor discipline). It includes the text '有資格者の皆様へ' (Dear Qualified Contractors) and '発注者綱紀保持にご協力をお願いします' (We request your cooperation in maintaining contractor discipline). It also features a cartoon character and the text 'ご用の方はカウンター、もしくは付近の職員にお申し出ください。' (If you have any inquiries, please contact the counter or staff nearby.)
- Middle:** A notice titled '不当な働きかけは、記録・公表されます!' (Improper work is recorded and published!). It lists three types of work: '△△△工事の予定価格を教える' (Teaching the estimated price for △△△ work), '△△△工事の調査基礎価格を教える' (Teaching the investigation base price for △△△ work), and '△△△工事の入札参加業者の技術詳細点を教える' (Teaching the technical details of bidders for △△△ work). It also includes the text '不当な働きかけの記録・公表について' (Regarding recording and publication of improper work) and '詳しくは東北地方整備局のホームページへ' (For more details, please visit the website of the Tohoku Regional Bureau of Public Works).
- Right:** A screenshot of the website '東北地方整備局ホームページからアクセス!' (Access from the Tohoku Regional Bureau of Public Works website!). It shows a navigation menu and a section titled '発注見通しが地域毎にわかります(発注見通しとりまとめ版)' (You can see the bidding outlook by region (summary version)).

◎推進本部の評価

- ・新庄河川事務所におけるリーフレット等の掲示については、来庁する事業者等が目にする機会の多い事務所長・副所長室入り口に掲示されており、評価できる。
- ・事業者等に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、本局及び各事務所とも適切に実施されており、今後も継続する。

## 推進計画

### (2) 事業者等との応接方法の徹底

…… 継続

事業者等との応接に当たっては、次のとおり行うことを引き続き徹底する。

① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。

② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。

この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。

また、事業者等との応接を執務室外のオープンな場所等で行うことができるよう、執務環境を整備する。

### ◎実施結果

- ・事業者等との応接方法の徹底については、本局及び各事務所とも適切に実施されていた。また、綱紀肅正対策委員会や所属所内会議等において具体的な応接方法について周知徹底した。

### ◎推進本部の評価

- ・本局及び各事務所において、綱紀肅正対策委員会や幹部会、朝会等で周知され適切に対応されていた。事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、引き続き周知徹底を図っていく。

## 4. 技術審査資料等の管理の徹底

### 推進計画

#### (1) 回収及び処分等のルールの徹底

…… 継続

技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。

また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。

#### ◎実施結果

- ・技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料の処分方法等については、情報管理整理役職表に定める職員が会議終了後、速やかに回収し、処分した。
- ・本局及び各事務所の情報管理責任者が定期点検を実施し、適切に回収及び処分等がなされていることを確認した。

#### ◎推進本部の評価

- ・本局及び各事務所において、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料等についてはシュレッダーによる裁断等確実な処分が行われていた。引き続き回収及び処分等の徹底を図る。

### 推進計画

#### (2) 厳重な保管

…… 継続

資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き続き厳重に保管する。

#### ◎実施結果

- ・資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないよう、技術審査担当者だけがアクセスできるフォルダや施錠できるロッカーに厳重に保管した。また、所属所内会議等において厳重に保管するよう周知徹底した。
- ・データの保管状況については、本局及び各事務所の情報管理責任者が定期点検を実施し、データが厳重に保管されていることを確認した。

#### ◎推進本部の評価

- ・本局及び各事務所において、所内会議等で適切に周知され、データが厳重に保管されていた。引き続き関係する者等への周知徹底を図る。

## 推進計画

### (3) 情報管理の徹底

…… 継続

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報が含まれる文書の保管及びデータの管理について、施錠箇所での管理、アクセス制限、パスワードの管理等を定めた、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、引き続き徹底する。

#### ◎実施結果

- ・情報管理整理役職表については、本局及び各事務所で人事異動の際などに随時見直しを行うとともに、情報管理責任者等の職務を周知して、情報管理のルールの徹底を図った。
- ・主任監査官が行う一般監査において、一部の事務所で、技術審査資料を審査会構成員である隣接事務所の併任者にメール送付する際に、パスワードを設定していない不適切な事例が確認されたが、監査後に改善が図られている。

#### ◎推進本部の評価

- ・情報管理整理役職表に基づき、機密情報に関する情報管理の徹底が図られており、今後も情報管理整理役職表の見直しや発注事務に関する情報の管理が適切に行われるよう周知徹底を行うとともに、その状況の点検を行うものとする。

## 5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

### 推進計画

#### (1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応

…… 継続

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

#### (2) 不当な働きかけに対する対応

…… 継続

- ① 事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

### ◎実施結果

- ・平成27年度において、不当な働きかけに該当する事案は無かった。
- ・所属所内会議等において「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図を用い職員へ周知徹底するとともに、日頃からコミュニケーションをとり風通しの良い職場にするよう啓蒙した。
- ・通報者の保護をはじめとする通報しやすい環境整備のために設置した、不当な働きかけに対する外部通報窓口を所内所属会議等やメールを活用し職員周知を図った。
- ・セルフチェックにおいても、不当な働きかけに対する外部通報窓口についての設問で正答率が上がり、周知の効果が確認された。  
(正答率 平成26年度 54.8%→平成27年度95.2%)

### ◎推進本部の評価

- ・外部通報窓口について周知徹底がなされており、評価できる。
- ・本局及び各事務所において、朝会や課内会議等で「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図により周知されており、今後も継続する。

## 6. 入札結果の継続的監視

### 推進計画

#### (1) 談合疑義案件の確認

…… 継続

談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。

#### ◎実施結果

- ・談合疑義事実の選定に関する基準に該当すると判断したときの報告を、引き続き実施した。公正入札調査委員会に報告のあった談合疑義案件74件のうち公正取引委員会に報告した案件は10件であった。(平成26年度は公正入札調査委員会に報告のあった談合疑義案件151件のうち公正取引委員会に報告した案件は2件)
- ・なお、外部からの談合情報は4件あった。(平成26年度は0件)

#### ◎推進本部の評価

- ・談合疑義案件については、今後も引き続き監視する。

### 推進計画

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

…… 新規

事務所ごとの年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表を行い、応札状況の透明化・情報公開の強化を図る。

#### ◎実施結果

- ・一般土木工事と港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合については、平成25年度より本局及び事務所のホームページで公表してきたところである。平成27年度においても、ホームページで公表し、応札状況の透明化・情報公開を行った。

#### ◎推進本部の評価

- ・各事務所における一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合の公表状況について適切に公表されており、応札状況の透明化を図ることは談合防止に効果的であることから引き続き実施する。

## 7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査

### 推進計画

#### (1) 内部監査の実施

…… 継続

入札契約に関する不正行為の防止に資するため、主任監査官等が行う一般監査等により、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等に対する内部監査を引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・主任監査官が行う一般監査については、3年で管内事務所を一巡するよう実施しているところであり、平成27年度は、本局（用地部）及び14事務所を対象に推進計画における取り組み状況についての内部監査が行われ、概ね適切に実施されていることが確認された。
- ・本省監察について、平成27年度は、コンプライアンス意識をより一層高めるための取組や入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証についての特別監察が実施されたが、特に指摘事項等はなかった。  
※本省特別監察は、平成27年12月2～3日に本局、新庄河川事務所を対象に実施。

#### ◎推進本部の評価

- ・主任監査官が行う一般監査において、コンプライアンスに関する監査を行うことは、推進計画の取組状況を確認する上で有効な手法であるため、引き続き実施すべきである。

### Ⅲ. アドバイザリー委員会からの意見等

#### <職員のコンプライアンス意識の徹底関係>

- ✚ 職員のコンプライアンス意識の向上や綱紀保持に対する取り組みは、適切に行われている。今後もこの状態を継続できるように取り組んでもらいたい。
- ✚ トップの緩みが出てくると、下もつられて緩んでしまう。幹部のコンプライアンス意識の維持に関しても、引き続き取り組みを工夫してもらいたい。

#### <事業者等の適切な対応関係>

- ✚ 内部ではコンプライアンスに関する研修等を相当実施していて、職員の身に染みついていると感じている。一方で、相手方である業者に対してホームページ公開やリーフレット配布などを行っているが、事業者等を対象としたセミナーの開催など、もう少し積極的な啓発方法を工夫してもよいと思う。

#### <その他>

- ✚ インターネットでハラスメントの相談窓口を設けているが、相談者が安心して相談できるようにプライバシーの保護に努め、その点を周知するべきだ。
- ✚ コンプライアンスの取り組みに関するデータについては、国交省内部のデータだけでなく、可能であれば、比較できる一般企業等のデータがあれば分かりやすいと思う。



## IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について

### (1) コンプライアンス推進本部

平成27年

4月23日 第1回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔浅瀬石川ダム管理所  
鳴子ダム管理所  
青森港湾事務所〕

- ・平成27年度監察基本計画
- ・平成27年度における推進本部年間スケジュールについて

5月15日 第2回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔郡山国道事務所  
摺上川ダム管理所  
塩釜港湾・空港整備事務所〕

6月16日 第3回会合

- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

平成27年度東北地方整備局綱紀保持委員会を同時開催

7月21日 第4回会合

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス報告書について
- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔北上川下流河川事務所  
小名浜港湾事務所〕

8月25日 第5回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔青森河川国道事務所  
鳥海ダム工事事務所〕

- ・コンプライアンス推進計画に基づく取組状況等の報告

9月15日 第6回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔三陸国道事務所  
仙台港湾空港技術調査事務所〕

10月31日 第7回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔釜房ダム管理所  
玉川ダム管理所  
盛岡営繕事務所〕

- ・コンプライアンス推進本部活動報告等

11月 7日 第8回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔福島河川国道事務所  
月山ダム管理所  
三春ダム管理所〕

- ・コンプライアンス・ミーティングのテーマについて等

12月15日 第9回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔仙台河川国道事務所  
七ヶ宿ダム管理所〕

- ・新庄河川事務所及び本局に係る特別監察の実施結果報告等

平成28年

1月19日 第10回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔高瀬川河川事務所  
山形河川国道事務所〕

- ・コンプライアンス推進本部活動報告等

2月22日 第11回会合

- ・平成28年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

- ・コンプライアンス推進体制の改編について

3月16日 第12回会合

- ・平成28年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画について

- ・コンプライアンス推進体制の改編について

## (2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

平成27年

7月 9日 平成27年度 第1回委員会

- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

平成28年

3月16日 平成27年度 第2回委員会

- ・平成28年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

- ・コンプライアンス推進体制の改編について